

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を越えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- オープンイノベーションを活用した新規事業創出に取り組む。
- 共通の取引EDIを構築し、双方にとって簡易で効率的な業務処理をはかる。更に、顧客に対しては共通基盤EDIの普及を進め、社会全体の効率化をはかる。
- 取引先でアサインされた社員と弊社社員とのチーム編成を行い、お客様業種業務課題解決に向けた商品企画を通して人材育成活動を推進する。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。なお、下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意します。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②知的財産・ノウハウ

取引の実態に合わない片務的な秘密保持契約の締結、取引上の優越的な立場を不当に利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

③手形などの支払条件

手形等の方法でサイト付きで支払う場合には将来的には支払サイトを60日以内とするよう努めます。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

○企業ごとの仕事の流れに着目し、取引先企業のソフトウェアやエッジデバイスと自社製品を最適に組み合わせた商品を提供する活動を強化する。これにより、デジタルを活用したニューノーマル時代の新しい働き方の浸透を促進するとともに、取引先企業のビジネスチャンス拡大にも貢献していく。

2020年7月6日

リコージャパン株式会社
企業名

代表取締役 社長執行役員 CEO 坂主 智弘
役職・氏名（代表権を有する者）